

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第4回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会
2. 開 催 日 時	平成26年8月25日(月) 午後2時00分～午後3時50分
3. 開 催 場 所	松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎朴恵淑、○松浦健治郎、岩崎恭彦、小山利郎、梅本治、 津村善博、高島信彦、中村哲也(◎会長 ○副会長) (事務局) 環境生活部 川口部長 環境・エネルギー政策推進課 武田課長、 中川係長、鈴木主任、植村 都市計画課 長野課長、今西室長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	一般3名
7. 担 当	松阪市環境生活部環境・エネルギー政策推進課 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項、議事録は別紙のとおり。

第4回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会

開催日時：平成26年8月25日（月）午後2時00分～午後3時50分

開催場所：松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室

出席委員：8名

朴恵淑会長、松浦健治郎副会長、岩崎恭彦委員、小山利郎委員、
梅本治委員、津村善博委員、高島信彦委員、中村哲也委員

欠席委員：2名

渡邊幸香委員、玉川義弘委員

事務局：7名

環境生活部 川口部長

環境・エネルギー政策推進課 武田課長、中川係長、鈴木主任、
植村

都市計画課 長野課長、今西室長

傍聴者：3名

事項

1. 開会

2. 議題

(1) 路上喫煙禁止区域の指定のあり方について

①先進地視察（長浜市、彦根市）の報告について

②路上喫煙禁止区域（案）について

3. 閉会

1. 開会

●事務局

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今から「第4回松阪市路上喫煙禁止対策審議会」を開催させていただきます。

本日の審議会ですが、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針により、原則公開の立場を取っておりますので、よろしく申し上げます。受付を行いました結果、現在、一般傍聴の方3名が傍聴を希望しておりますので、よろしく申し上げます。

なお、会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

また、第3回の審議会は所用により欠席をされておりましたが、本日は小山委員にご出席をいただいております。

小山委員におかれましては、松阪市自治会連合会の会長を務めておられます。松阪市自治会連合会からは、平成22年9月に第4回市議会定例会に請願第13号「松阪市環境美化条例制定に関する請願」の提出をいただいた経過がありますので、報告をさせていただきます。

本日の審議会は、定数10人中、委員8人のご出席をいただいております。半数以上のご出席でありますので、「松阪市路上喫煙禁止対策審議会規則第6条第2項」の規定によりまして本審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、会議の議長は、審議会規則第6条第1項の規定によりまして、会長である朴様をお願いしたいと思います。それでは朴会長よろしく願いいたします。

●会長

皆様こんにちは。いま三重高ナインががんばっていますが、私たちもここでがんばりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは今日の事項書をご覧ください。まず長浜市と彦根市の視察の報告をきかせていただき、委員のみなさんから質疑がありましたら議論をさせていただきます。今日のメインになりますが、どの場所をどのようにに区域として考えていくか、ということについて時間を使いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず資料1の報告を事務局のほうからお願いいたします。

●事務局

報告の前に少しお時間をいただければと思います。後ほど説明をさせていただきますが、松阪中心部に新観光拠点、「豪商のまち」を売りに、まちなか観光を進めていくという、市の方針の打ち出しもさせていただきますところでございます。新聞記事も後ほど提出させていただきますが、その構想につきましては、今いろいろご議論いただいております。魚町、本町、殿町を囲むように観光施策が進められようとしております。当然この路上喫煙禁止区域を指定していく上では、これらの松阪市の観光戦略を念頭に置きながら、検討し

ていかなければならないと考えています。前回の審議会におきましては事務局の提案のあり方や、指定区域に対する基本的な考え方について整理できていない部分などがありまして、議事の進行においてご迷惑をおかけしました。前回の審議会における様々なご意見を踏まえ、できる限りの論点を整理し、今回の審議会の開催とさせていただいたところですので、改めて指定区域のあり方についてご審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、先進地視察として長浜市と彦根市に行ってみりましたので、そちらにおける指定区域のあり方、どのようなプロセスを経て指定区域に至ってきたのか、そういったものや現状も踏まえ、事務局から説明をさせていただきたいと思ひます。

2. 議題

●事務局

資料1の先進地視察についての資料をご覧ください。前回の審議会において、他市の決定に至るまでのプロセスが知りたいという話がありましたので、今回、長浜市と彦根市のほうに行かせていただき、状況を確認しました。今回この2つの市に決定した理由としましては、松阪市は観光に重点を置いている中心市街地を区域に検討していることから、長浜市であれば商店街、彦根市であれば彦根城という観光地エリアを禁止区域としている、この2市に行かせていただきました。

まず1番、協議の経緯について、まず長浜市のほうから説明させていただきます。長浜市につきましては平成13年に「長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例」を制定しておりまして、その後、平成18年に1市2町が合併された等の社会情勢の変化があったため、条例の見直しを図られまして、平成24年7月に路上喫煙の禁止、たんづばの吐き捨て、落書き、深夜花火の禁止等を盛り込んだ「長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例」を施行されました。そして路上喫煙の禁止区域の指定につきましては、歩きたばこの危険防止や、路上における受動喫煙の防止等、世間的な意識の高まりに合わせ、先進事例を参考に条例に加えられたということです。

彦根市につきましては、市民の生活環境の向上と、特別史跡である国宝の彦根城跡の文化財保護を目的としまして、歩きたばこの禁止と、ポイ捨ての禁止の条例化が行われたということです。

決定に至るまでの経過といたしましては、条例に関するパブリックコメントを平成20年6月1日から6月30日の間の一ヶ月間募集をされまして、その後、平成21年1月1日に条例を施行されまして、同時に彦根駅周辺と彦根城周辺を禁止区域に指定されました。その後、平成22年9月1日には、平成21年1月1日当時は再開発途中であった彦根駅の東口を禁止区域に追加されまして、その後平成23年12月1日、病院等あってですね、バスを使う方も多くおられるということで、南彦根駅周辺を禁止区域に追加されたということになります。

2番の市民等からの意見聴取については、長浜市においては禁止区域に含まれる自治会

であったり商店街については個別に協議を行っておらず、区域の決定後、職員が協力依頼の文書を持ちまして、自治会や商店街に直接お願いに回ったという状況でした。

彦根市につきましては条例制定時のパブリックコメントの募集はされていますが、禁止区域については、禁止区域を決める前に自治会に説明等を行われたということです。そして、区域設定については行政で決めたようですが、地元から特に反対の意見は出なかったということでした。

3番の禁止区域の選定基準についてですが、長浜市のほうは大きく4項目ありまして、吸い殻のポイ捨て防止、受動喫煙の抑制、歩きたばこによる火傷や衣類等の焦げ防止、火災の4つの条件を満たす人口密度の高い区域を、路上喫煙禁止区域の対象として、エリアについては行政内の協議によって、観光客が多く訪れ歩きたばこも多く見られた長浜市駅周辺を禁止区域に設定したということでした。

彦根市につきましては、こちらも長浜市と同様、彦根城を中心とする中心市街地や、乗降者が多い彦根駅と南彦根駅のエリアの禁止区域については、行政内の協議によって決定されているということでした。彦根市の路上喫煙禁止区域に関する条例については、あくまで生活環境の向上が目的であるため、路上喫煙の禁止条例ということではなくて、健康増進法よりも、廃棄物の処理および清掃に関する法律に重点を置いた分煙条例として定められたということでした。

4番のたばこ販売店等が設置している灰皿につきましては、長浜市はたばこを販売されている商店街の店舗に協力依頼を出しまして、配慮をお願いされているということでした。そして灰皿の設置について、各店舗がそれぞれ置かれている分については、特に規制されていないということでした。彦根市につきましては、たばこ店が敷地内に灰皿を設置されている場合は特に対応を行っていませんが、禁止区域の中の公道上に灰皿等を置かれて喫煙している場合があれば、その店舗に対して改善の申し入れが必要であるが、今のところそのような事例はないということでした。

続きまして看板や喫煙場所の設置について、長浜市につきましては2枚目の書類をご覧ください。こちらに長浜市の禁止区域を掲載しておりますが、この中の告知看板というものを駅前とお旅駐車場、大通寺の前、金屋公園の入口に設置されておまして、この路上告知シールにつきましては、この地図上の黒丸部分、各通りの入口と交差点に設置されております。看板等の状況につきましては3枚目の写真をご覧ください。駅前看板につきましては自転車放置地区の横に立てられておまして、その他の3枚の看板に関しましては、このお旅駐車場前看板と書いてある看板が3箇所設置されているということになります。喫煙場所ということで曳山博物館前の喫煙場所につきましては、元々あった休憩場所に灰皿を設置されたということでした。そして長浜駅前の喫煙場所につきましては、ゴミ箱の少し開いた隣になるのですが、開いたスペースに喫煙場所が設置されております。喫煙場所は設置されていますが、灰皿が設置されたということだけで、特に周りをパネルで囲ってはいませんでした。下のほうの3枚につきましては、街の様子がわかるように風景を入れたものを掲載しております。

続きまして彦根市の説明をさせていただきます。看板は彦根駅から彦根城までの道路と、キャッスルロードのそれぞれの入口と出口の両端と中間地点、それぞれの両側に歩道がありますので、そちらに看板が設置されておりました、お城内にも 10 箇所設置されております。彦根市の路面表示シートにつきましましては、彦根駅と南彦根駅周辺の目に付く場所ということで、階段を下りた駅前広場であったり、そういったところに路面表示シートを設置されているということでした。

長浜市も彦根市も喫煙場所の設置については、JT から灰皿の寄贈を受け、設置しておられました。彦根市の設置状況につきましましては、最後の資料をご覧ください。4 枚目の資料につきましましては前回も出した資料になるのですが、彦根市の禁止区域の載っている資料を出させていただきます。5 枚目の写真をお願いします。彦根市につきましましては、景観に配慮をしておりました、看板についてはちょっと昔ながらの木で作られた看板を設置されております。彦根市の看板につきましましては固定型ではなく、土台の上に看板が付いて移動できるものを設置されております。そして喫煙場所は、彦根城喫煙場所、四番町スクエア喫煙場所、南彦根駅東口喫煙場所につきましましては写真のとおり休憩場の横であったり、通路の端に灰皿が設置されております。ただ、1 箇所、彦根駅の西口の喫煙場所につきましましては、いろいろ意見がありまして、灰皿の周りに木の植えた鉢が並べられておりました。外から見えにくいという形をとるためにこのように木を周りに置かれているということでした。そして彦根市は街路灯等にシールで禁止区域がわかるものが貼られているようですが、当時貼ったという記録があるだけで現在どちらにどれだけ貼られているかという資料がないためわからないということでした。そして右下に四番町スクエアの看板ということで、少し見にくいのですが、左端の看板に緑に赤い文字で書いてあるところに路上禁止区域というのが表示されているのですが、これは行政ではなく、四番町スクエアのほうで付けられているものでした。

また 1 枚目の資料に戻ってください。6 の禁止区域地区指定後の状況についてですが、長浜市、彦根市共に特に区域をどうしてほしいという意見はあまりなく、灰皿に関する苦情がありまして、長浜市については黒壁ガラス館の前にあった灰皿を昨年度撤去されたということです。彦根市につきましても吸い殻以外のごみが灰皿に捨てられ美観を損ねているという指摘がありまして、今年の 8 月 19 日から特に利用状況の悪い彦根駅西口と南彦根駅西口の灰皿を一時的に利用中止にし、一ヶ月様子をみたくうえで撤去するのか、設置を継続するのか検討されるという意見がありました。そして今回長浜市と彦根市から色々お話を聞かせていただきまして、エリアについてはそれぞれ行政のほうで決定し、地域住民に決定後であったり決定前に説明をしているようですが、特に大きな問題はなく、今のところは進んでいるということでした。

今回この 2 市について調べさせていただいて、松阪市の参考になるものというのはなかなか難しいですが、同じ観光地という点を禁止区域として検討しているこの 2 市に関しては、区域を行政側で決めても特に問題が出ていなかったということなので、路上喫煙禁止に関してはあまり反対意見が出ないのかなという印象を受けました。

●会長

ありがとうございました。只今長浜、彦根の視察の報告がありましたが、皆さん質問、コメントなどありますでしょうか。

●委員

このサインにしても、灰皿設置にしても当初計画していたとおりのものになっていますか。

●事務局

長浜市については特に場所の変更の予定はありませんが、彦根市については今設置されている部分から減らしていくという方向で検討が進められています。

●会長

その他にありますでしょうか。みなさん考えているうちに、これは私の印象なのですが、今までも長浜や彦根に関してはちょこちょこ報告がありました。インターネットなどで調べたものと、実際に現場に行ってみて感じたものは、色んな感じで違うものがあったかもしれないし、例えば駅の周りから商店街のところを歩く人が多かったとか、そういうものの中から、灰皿を置いているところが多く感じたのか、あるいはこんなものかと感じたのか、何か感じたことがあると思いますが、どうでしたか。

●事務局

長浜市におきましては大手門通りに関しては交通量が多いので土日の昼から車が通れないように規制がされている場所になります。ですので、人通りが多く、行ったのは平日です。ですので本当に多い時間帯ではありませんが、全国的にも有名なところなのでそういった所をされているのと、あと、実際見させてもらって、行政サイドで決められている喫煙場所以外の喫煙場所が何箇所もありました。自分自身がたばこを吸わないのもあるのですが、長浜市に関してはこれくらいのエリアで、これだけの喫煙場所があればいいのではないかなという印象を受けました。

長浜市も彦根市につきましても喫煙場所といっても灰皿が置いてあるだけという形になりますので、もう少し分煙という形で周りにパネルを置く等の方法をとらないと、特に駅前、タクシー乗り場のすぐ横に灰皿が設置されていたり、そのすぐ横に休憩するイスもあったりしましたので、喫煙場所を作るのであれば、煙が近くを通る人のところに行かないような状態にしたほうがいいのではないかという印象を受けました。

●委員

市役所の喫煙場所でも屋根はあっても横はないですね。市役所の中もしていないのに

ここだけするのというのも。

●委員

先ほど説明がありましたが、行政側が喫煙場所を作りながら、例えば商店街の店主がたばこを吸いたいのでここに作るとか、そういう可能性がありますよね。禁止といいながら、そうすると何のために禁止区域を作るのか。意味がないように感じます。

●事務局

彦根市についても長浜市についても、それぞれの店舗の敷地内に設置されている分については、基本的に何も指導することはないとのこと。しかし、敷地内であっても、歩道にすぐ近くで苦情等あれば対応を検討するというお話はありましたが、今現在そういった苦情はないとのこと。

●委員

禁煙ルートを作りながら、何か納得のいかないような話に感じます。

●会長

黒壁ガラス館の喫煙場所をなくしたのはどうしてでしょうか。

●事務局

黒壁ガラス館の前にあった喫煙場所については、喫煙場所の管理を黒壁ガラス館にまかせていたらしいです。そして観光客や近くの店舗から、煙が店舗内に入ってきたり、横を通る人が受動喫煙になってしまうということで、ガラス館に苦情が寄せられ、ガラス館から長浜市役所の担当課に要望があり、昨年度撤去されたそうです。

●委員

この黒壁は、私も3年ほど前にたびたび行っておりましたが、確かにもうもうたる煙が上がっており、灰皿の中で火がついて燃え出したこともありました。当時もここは人が多すぎるし、もう撤去したほうがいいなと話しておりました。

●委員

この2つの市を視察されたのですが、市民の声も聞ければよかったと思います。

●委員

長浜駅のエリアはどのくらいの大きさがあるのでしょうか。

●事務局

おおよそ駅から商店街の区域の一番端まで 700 メートルくらいです。

●副会長

ふたつの市とも施行後 5 年ぐらい経ちます。基本的に見回りはされていないのですね。喫煙スペースのマナーがあまり良くないということが書かれていますが、たばこのごみが減ったとか、エリア全体の効果があったのかがひとつと、松阪でも高校が禁煙になった際に、外で教員がたばこを吸っているという問題がありましたが、エリアを設定したおかげで、エリアの外で問題が起こっているということはないですか。

●事務局

長浜市については特に苦情はないということでしたので、起こっていないと思います。彦根市は、禁止区域のすぐ隣に市役所がありまして、以前は路上喫煙をしている人が多かったのが、最近では減っているという話がありました。ただ両市とも具体的な調査をされているわけではなく、数値的なものでどれだけ変わったかはわからない状況です。

●副会長

特に問題は今のところ出ていないのですね。

●委員

かつてのポイ捨て禁止条例については 90 年代ぐらいにブームになりまして、ブームに乗かって多くの自治体で制定されたのですが、制定しておしまいとなった自治体も少なくなく、それが良かったのか、悪かったのかということについては、いろいろ評価のあるところです。今回の路上喫煙の禁止条例についても、ある意味でブームがありますので、そのブームに乗っかり、とりあえず作ったけれども、その後は特に管理はしていませんよ、という自治体もこれから結構出てくるのではないかと思います。彦根市だとか長浜市がそれに当たるのかどうかを評価するにはまだ早い段階だと思っていますが、そんなに熱心にやっている自治体にも映らないですね。見回りもやっていないし、取りあえず地域指定はしてみたけど、その後の効果の測定もされていない、そういうような状況かと思えます。松阪市もそれと同じようにやっていくのか、それとも松阪市はパトロールを実施するつもりだとか、あるいは勧告等もやっていくつもりでいるとか、そのような思い入れの違いによって、この 2 つの事例が参考になるのかどうかということが決まってくるのかな、と思いました。そこらへんの市の考え方をまず伺っておきたいと思えます。

●事務局

おっしゃられることよく分かります。市としてこの条例を作るときに、そういった部分をどうしていこうと、過料をつけるかという時にもそのような話が出ました。どのように巡回していくのか、誰に巡回を頼むのかというお話もありました。指定して終わり、今の

長浜市でもそうなのかもしれませんが、頻度はどのくらいがいいのかは今の段階では言えませんが、ある程度の巡回はしていく必要があるのかなと思います。やはりそういった形で、ここはダメですよという意識付けというのは、していく必要があるのかなと思います。ただ勧告ということについては、指導で終わっている自治体が現実的には多いのかなというように思います。同じ人が繰り返し違反していれば、適用もあるのかなという思いはあるのですが、ある意味そういう啓発であったり、指導部分で終わっていくのが、今の松阪の喫煙者の状況から考えると、妥当なのかなと考えています。

●委員

行政の職員の方や、臨時職員の方が見回りをされるのでしょうか。

●事務局

いろいろ方法はあろうかと思います。行政の者が行くという方法もありますし、そのための臨時職員を雇う方法もあります。ただ、行政以外の人を雇うという方法については、費用対効果の問題が出てくるのかなと思いますので、地域の人とのいろんな協力も得ながら行いたいという思いを持っています。

●委員

見回りを前提とすると、やたらに指定範囲を広げるというのも少し考えていかないといけないと思います。指定はしたけれど、実際見回りはしない。ここでは見回りをするけど、ここは見回りをしない、のような、対応の差ができていいのか、という問題もあると思いますので、同じく大事な地域だというふうに考えるのであれば、全ての地域で見回りをしていただくということを前提としながら、どの範囲まで地域指定を広げるかということを考えていかなければならないと思います。

●委員

長浜市の自治会とか商店街に個別に文書を配ったとありますが、こういう点は行政側で、例えば住民協議会の会合、自治会の会合、あらゆる会合に向けてそういう説明をして回る必要があると思いますが、そこらへんの方向性はどのように考えておられますか。

●事務局

当然指定区域を決めるにあたっては住民のみなさん、観光客への周知というのは大変重要な部分とっております。当然自治会なり住民協議会、またはいろんな広報なり、いろんな媒体を利用して周知をしていかなければならないと考えているところでございます。

●委員

地域の方はそれに対して仕事量が増えるので、そこらへんも、前もって通知していただ

かないと、いきなりどうという命令文では住民の方も大変だと思いますので、そこらへんもきちんとしていただきたいと思います。

●会長

松阪より早く設定していますので、先進といえば先進なのだけど、それほど参考にもできない感じですね。松阪としてはどのようにしたらいいのか、やっぱり独自で考えなければね、という課題も出てきたという意味で、視察した甲斐はあったと思うのですが、モデルになるようなものはなかなか難しいのかな、というのも見えてきました。そうしたら、次のところにこの話も含めていきたいと思いますが、禁止区域もいろんな課題があるし、条例が制定されているからにはやらなければなりません。市としてはどういう禁止区域を考えているのか、これも前から何回も話されていることで、委員の皆様ご存知だと思いますが、もう一度整理をした形で、特に松阪の場合には伊勢中川駅もありますし、松阪と一言で言っても、駅周辺の商店街から、城跡周辺の一定区間もあり、景観重点地域もあり、いろいろ松阪ならではの、というのがありますので、どういうふうを考えているのか、まず市の考え方を聞かせていただいて、私たち議論の素材にしたいと思います。よろしくお願いします。

●事務局

それでは、お手元の資料 2 になります。路上喫煙禁止区域案について、資料に基づき説明をしていきます。

現在まで色々ご意見をいただく中で、また、いろんな案が出てくる中で議論をしていただきましたが、改めての案となりますので、その点、ご了承をお願いしたいと思います。案としては、今回、大きく 5 点つけております。資料の禁止区域の案 1 から禁止区域の案 5 までということで、色々重複する所があるかと思いますがよろしくお願いします。

まずは区域案 1 でございます。これは以前から、どうしてもここだけは最初にとという部分で、松阪駅周辺というところがございます。松阪駅周辺につきましては、前回の審議会でもお話をさせていただきまして、特に松阪市の玄関口であるという部分と、歩行者数が多いというところで、前回でも報告を致しましたが、例えば、区域案 1 を見てほしいのですが、赤の数字が、1 時間あたりの歩行者数ということでございます。近鉄の松阪駅前で行くと 1 時間あたり 333 人、それから JR の松阪駅前で 1 時間あたり 820 人、それから、松阪駅前の交差点で 1 時間あたり 465 人というところですね、これは松阪駅周辺については通行者数が多い、それから、松阪を代表する地域、また、PR 効果の高い地域というところで、松阪駅周辺ということで禁止区域案 1 ということでさせていただいております。ただ、その課題点については、前回も言いましたが、近鉄側の部分で、喫煙場所を作るところが今現在ないというところで、その場所の確保が必要であるというところがございます。

続いて、禁止区域案 2 でございます。こちらに関しては、こちらにも駅周辺という考え方

の中で、松阪駅の、先ほどの1案の周辺と、それから商店街通りのベルタウン通りでございます。ここの駅周辺と商店街通りまでのところで2案とさせていただいております。こちら先ほどの1案と同じように、非常に通行者数が多いという部分、それから路上喫煙率につきましては、全体としては低いのですが、前回の審議会で説明させて頂いたとおり、近鉄の松阪駅前が喫煙率は1.9%ということで一番多かった所です。後のJR松阪駅前とか松阪駅前交差点、それから日野町交差点は、喫煙率としては1%未満という部分でございます。ただ、松阪駅周辺という考え方の中で、松阪を代表する地域で、もちろんPR効果が高い区域とはなっておりますが、商店街の連合会の方にも色々と協議をさせていただく中で、今現在色々な問題等もあり、時間を要する部分が非常に多いことから、来年4月1日の禁止区域の指定には間に合わない見込みから、この商店街通りは、次の段階である第2ステップでよいのではという感じもしております。そういう課題が残っているというところでございます。

続きまして、禁止区域案3でございます。これに関しましては松阪駅周辺と景観重点地区の通り本町・魚町一丁目周辺地区の一部、それから景観重点地区の松坂城跡周辺地区の一部というところで、前回の3回目の審議会で事務局から前にあります地図をもとに色を塗っていったという案でございます。こちらに関しては、この資料にも書いてありますが、松阪らしさが強調されるというところが一番大きな部分でございます。松阪駅だけでいくとですね、松阪らしさに欠けるというところがありますので、この3案については松阪らしさが強調されて、以前からいろいろとお話をしておりますが、歴史・文化の町という部分で、景観重点地区にも指定されているというところなんです。この景観重点地区「通り本町・魚町一丁目周辺地区」と「松坂城跡周辺地区」の一部に関しては、もちろん松阪の城跡であるとか、歴史的建造物の御城番屋敷などがあり、他にも本居宣長の旧宅や記念館、三井家発祥地等の松阪市が排出した歴史的人物に関連する敷地が現存するというところ、それから、市役所の横になりますが、観光交流拠点施設の整備というところで、今現在、観光等で、色々ご検討されておりますが、その観光案内や物販を行う、観光交流拠点施設を整備をしていく計画で、これも平成29年4月ぐらいのオープンを目途にやっていくというところでございます。これが禁止区域の案の3案、ただ3案についての課題としては、次ページになりますが、景観重点地区内に看板とか路面標示シートを車道に設置することになりますので、その設置に関して、地域の住民合意が必要になるというところでございます。

それから続きまして、禁止区域案の4でございます。こちらに関しては、今までの審議会でご意見をいただいております、中心市街地区域の、生き生きプランの170ヘクタールというところでございます。これに関しては、将来的には段階を経て、区域指定をしていくということは可能ではあるかと思いますが、今現在を考えると、費用の部分を見ると、看板やシート、喫煙場所の費用対効果を考えると、ちょっと課題が多いという部分で、すぐに、170ヘクタールをするのはどうかというところでございます。これが禁止区域案4でございます。

それから最後ですね、禁止区域案 5 というところで、今回、初めて案を出したわけですが、今まで景観重点地区の候補地になっています中川駅等の話は出ていたのですが、もう一つの景観重点地区の「市場庄地区」というところの一部というところで、こちらもメリットとしては松阪らしさが強調されるわけなんですけど、平成 22 年の話ではございますが、三雲管内の自治会長他から市長に対し、ここの地域を禁止区域にして頂きたいという要望が出ている経過の部分と、今日のご欠席をされておるのですが、米ノ庄の住民協議会長の会長であります玉川委員に、色々とお話をさせていただきましたところ、是非とも地域の合意として、市場庄の地区に関しては、指定区域にして頂きたいと、当初、第 2 ステップというお話で考えていたのですが、どうかこの第 1 段階の第 1 ステップにおいて、禁止区域の指定をして頂きたいというところのお話がありましたので、今回、5 案という部分で掲載をさせていただいております。

以上でございます。

●会長

文章で書かれている米印のところはどういうふうに見たらよろしいですか。これが前提にあるわけですか。

●事務局

これは、最終的に 1,2,3,4,5 案と出していく中での、松阪市としての考えです。読ませていただきます。

たばこの吸い殻の多くは、路上喫煙によるものでありまして、たばこの吸い殻のポイ捨てを防止するために路上喫煙禁止区域を指定するものであります。

松阪市内を考えた場合、通行者数が多く、以前の交通量調査結果では、歩行者数の上位は松阪駅周辺であります。それから、路上喫煙率が一番高かったのも松阪駅近鉄側です。それから市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域、松阪を代表する地域で、PR 効果の高い地域を考えた場合、松阪駅周辺を禁止区域にするべきと考えるのですが、ただ以前からの松阪らしさという部分がどうしてもありますので、松阪らしさを考えた場合については、松阪駅周辺と景観重点地区の通り本町・魚町一丁目周辺地区と景観重点地区の松坂城跡周辺地区の一部と景観重点地区の市場庄地区の一部を禁止区域にするべきと考えております。以上でございます。

●会長

それは 1 案、2 案と考えたらよろしいですか。

●事務局

第一ステップとして、今、言わせていただきました案でございます。

●会長

ありがとうございます。それから我々の話し合いによって、どのようにしていくのか、必ずしも第1案のみとか第2案のみとか、そういうことではないようですね。たとえば第1と第4の組み合わせだとか、そういうことも我々のところに委ねるということでもよろしいですね。第1案と第3案は、商店街が抜けているのではないですか。第1はほんとに駅周辺で、第2案は商店街の1キロ近くになるのかな、第3案では商店街が途中で、大きな交差点を境にして切れてしまうと、そういうことですよ。

皆さんのところに大きめのマップがお配りされております。例えば交通量調査をした時に駅周辺は確かに人が多かったと。一番最初の交差点のところの465を境にして、その次の大きな交差点のところまでは半分ぐらい、更に半分ぐらい近くは切っているという数値がある中で、第3案を見てみると松阪らしさとか色々なことを考えるとといったところから出されているものは、170ヘクタールの活き生きプランに関わるものだけど、それは全部やるということではないけれど、駅の周辺と一番最初の交差点に差し掛かるところのみ、プラスお城の跡と景観重点区域の部分と後ろにつながるメイン道路みたいなどころにつながるものが第3案というふうに考えてよろしいですね。つまり商店街は抜けているという感じですかね。

●事務局

商店街のところにつきましては、商店街連合会さんのお話の中で、今の現状においては、商店街のところははずして頂きたいというお話でございましたので、将来的にはしていきたいというところはあるのですが、時間の都合等も考える中で、先ほど申し上げました、来年の4月1日の区域指定に向けては時間が足りないと部分がありますので、今後、協議を進めていく中で、第2ステップとして、この商店街通り等の道路のところは考えていきたいと思っております。

●会長

地域住民の意向を無視することはできないのですけれども、考え方が示されました。それについて委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。

●委員

4案というのは、これはもう頭から否定します。これはとてもじゃないけど、170ヘクタールを指定地域にするというのは無理があります。私としては3案プラス5案、これで検討していきたいと思っております。

●会長

分かりました。その他の委員の皆さんの意見も頂戴したいと思います。

●委員

この禁止区域案1から5までありますね。これとその下の路上喫煙禁止区域、米印のところですけども、これはどちらをするかという、米印の方でいきたいということですね。

●事務局

はいそうです。

●委員

それで考えていけばいいということですね。ちょっとこの中を読むと整合性が取れていないところもあると思いますけどね。松阪らしさを考えた場合についてはというのに、松阪駅周辺は、松阪らしさじゃないんでしょ、それなのにどうしてここに入ってくるのかなと、そういうところをもう少し考えてもらわないといけないと思います。

私は市が出された米印の方向性でいいのかなと思いますけども、もう少し中身を吟味する必要があるかと思います。

●会長

案としては、3プラス5ということですね。他にご意見ありますでしょうか。

●副会長

事務局の案も3プラス5だと思うのですが、それでいいのかと思うのですが、ちょっと確認したいのが、将来的に駅という拠点と二つの景観重点地区という観光の拠点、この3つを繋ぐようなルートが路上喫煙禁止区域になると、観光政策ではないですけども、今、メインとしていいですね。将来的には駅前通、商店街の道と本町交差点から日野町交差点までの商店街、同心町のところもカラー舗装されていて、歩行者空間として、市として整備されているので、そこも路上喫煙禁止区域にすると、駅からつながっていく、将来的にはそれも見据えて、ただ先ほどの話でなかなか地区の合意が得られないということで、このあたりは来年度以降にしていくと、そういう話にしたらどうかと言うのが、私の提案です。全体としてつなげて、路上喫煙禁止区域だけではなく、観光戦略ともリンクしながら考えていく必要があるんじゃないかなと私は思います。

●事務局

言われることはごもっともだと思います。これまでのご議論をいただく中で、将来的にどうしていけばいいのか、つなぐ部分を考えていかなければならないと思います。一度にできないというのが、合意形成の部分でありますので、まずは第1段階として考えていきたいという思いの中での案でございます。駅から飛んでしまうのですが、将来的にその部分というのも協議をしながら路上喫煙禁止区域に指定していきたいという思いを持っています。ただ、冒頭にも説明させて頂きましたように、新聞の記事にあるように『松阪中

心部に新観光拠点 市「豪商のまち」で構想』というのが、市の方で打ち出されました。この構想については、委託をしており、民間の中でも検討をさせていただいております。市長のコメントが載っているのですが、「文化、歴史を一つの基軸としたまちづくり」というのをこれから構想を練っていきたい。構想の中には、ウォーキングルートというのが、構想の検討課題に入っております。そういった部分も、我々もこの条例の中で、拠点の構想の部分に入れさせていただきながら、御城番からどのように繋いでいけばいいのかという線を、こういったところにも参加しながら、将来的なルートというのを検討していきたいと思っております。合意形成がとりやすい、公共スペースを中心とした区域を路上喫煙禁止区域に指定して、メッセージとして発信していきたいと、一つの案を示させていただいたところでございます。

●会長

この新観光拠点はいつから本格化していくのでしょうか。

●事務局

資料でもらっているのが、平成 29 年度辺りから動き出していくようなスケジュールで聞いております。

●委員

松阪駅周辺も路上喫煙禁止区域に指定されるお話ですが、禁止区域案 1 になるわけですが、喫煙場所の確保が必要であると書かれていますので、駅周辺を禁止区域にした場合の喫煙場所の確保をどのように考えていますか。

●事務局

よろしいですか。視点がずれるかもしれませんが、地方紙に「松阪駅でタバコを吸ってポイ捨てする人が多くて腹が立ちます」という記事が投稿されておまして、その方は、「今、喫煙場所は観光案内所にあります知らない人が多いのも一因です。もっと分かり易いように大きく書いて示すべきです。周りの人に迷惑をかけるのは是非やめてもらいたいです。」という記事が投稿されておりました。交番の横に観光案内所がありまして、観光案内所が公の喫煙所にはなっているのですが、昔は職員が吸うための喫煙場所だったのですが、今となってはそこしか喫煙する場所がないので、そこが皆さんの喫煙場所になっています。駅については、今の考えの中では、サインのあり方も工夫しなければならないのですが、第三銀行の横に公共の駐輪場がありますので、その辺りを考えていこうかなというふうに考えております。ただ駅の東口につきましては、先ほど言いましたように、場所が見当たりません。少し離れば、そういったスペースを設けられるところがあるのですが、サインと上手く連動させていけるのかというところが、今後の検討課題です。いずれにせよ駅の東口西口には、一箇所ずつ喫煙場所が必要なのではないかと考えているとこ

ろでございます。

●委員

区域の3と5を巡って、少し検討が進んでいますけれども、5について、市としての考え方を伺いたいと思っております。今回の地域指定の仕方が先例にもなり、今後の地域指定にあたっての基準になると思うのですが、3については行政からの提案、5については地元自治会からの要望を受けて検討した結果、選定がされたということになると思います。今後、地元自治会からの要望があって、かつその地域が景観重点地区であれば、全て地域指定の対象にしていくのかどうかということ。もう一つは、今回、たまたま景観重点地区でしたけれども、地元自治会からの要望があれば、景観重点地区でなかったとしても審議会にかけて、今後地域指定を検討していくという考えでやっていくのかどうか。5を今回、地元自治会からの要望を受けてという形で地域指定すると、そこは先例になると思いますので、今後、こういう問題が出てくると思うんですね。ですので、市としての考え方を、今の段階で確認をしておきたいと思っております。

●事務局

非常に難しい問題なのですが、おっしゃられることは良く分かります。今の観光戦略なり、市の行政の進みの中でやっていくのであれば駅周辺、それからこの本町・魚町を囲んだ区域というのは、こちらから主張できるのかなというふうには思いますが、今の市場庄については、そういう部分以外での説明が要りますので、正直申しますと、非常に難しいところがあります。ただ、この場で申しあげますが、この条例というものが、市民の思いの中で、出来上がった条例というところがありますので、三雲の市場庄については、この条例を作るきっかけとなった、産声を上げた地域の一つでもあるという、地元の思いがありますので、条例のスタート地点という中で、指定していきたいという思いがあるのですが、先生がおっしゃられたように、これから地元から話があれば、検討を全部していくのかと言われると、それも難しい話なのですが、今回、市場庄を指定するにあたっては、今の私の段階では、この条例の思いというものの位置付けとしか、今は説明ができない状態でございます。

●委員

今、難しいという言葉が聞こえたけれども、例えば、今後、どうするのですかと言ったときに、一番、難しいというのは合意形成ではないのですか。

●事務局

合意形成もあるかと思っております。全て、地元からお願いがあって、合意形成ができれば、そこを指定してくのかということが、今後出てくるのかと思っております。ただ、市場庄の指定にあたって、このような思いでしたということ、もう少し視点を変えながら説明してい

く必要もあるのかなと思います。

●委員

難しいという意味が僕には分からない。一番難しいのは、まちづくりは大体そうなんですけど、合意形成が一番難しいわけですよ。その地元から要望がありましたということは、逆に管理面とか設置面のそういうことも含めた中で、地元がこういうふうに要望しているというのであれば、市民のための市政ですので、そうしたら市民が求めているのであれば、別に何の問題もなく、したらいいのではないですか。

●委員

そういうことでしょうか、合意形成はできているので。

●委員

5案というのは、地元住民からの要望があったためにしましたというのを表面化しなければいけないわけ、今、先生がおっしゃったのは、その点はどのように考えてみえますかという問いなのでしょう。表面化してしまったら、あそこはしたのに何で私の所はできませんのという話になる。それは不公平になる。そこを言われているのでしょうか。

●委員

そういうことをしたら、僕は上手な説明が必要だと思います。

●委員

それともう一つは、3案と5案の方で方向性が向いているのはいいですが、ただ、これは点ですよ、線で結んでいない。

●委員

将来は線でしょうね。

●委員

それを突っ込まれたときに、審議会の元のコンセプトはなんなのですかと言われてたらどう答えるのですか。

●会長

そうなんです。喋る言葉を失っているのがそこなんです。歩きたばこって道があるから歩くんですよ。こっちは良くて、こっちは悪くて…。それぞれのバックグラウンドがあるのは分かりますが、果たして松阪らしいかなという気もしますし、難しい。

●委員

商店街の問題を引きずって検討していくとなると、なかなか結論が出ないと思います。ワンステップでは点でいって、次の段階で線ということを考えていこうと、最終的にはそれも必要だと思います。

●委員

ただ危険なのは、ステップを踏みます、ワンステップ目はこうです。それはいいと思う。ただ来年、ツーステップ目を実施しますよというのを前提で、このワンステップ目を実施するのか、そこを明記しておかないことにはいけないと私は思う。

●会長

たぶんどきないでしょう。いつまでと言っても、地域住民の合意形成が取れないと動けませんので。

●委員

商店街の問題も、それほど時間をかけずに理解してもらえるとと思いますけどね。

●委員

正直な話、商店街の中にはたばこ屋さんもあります。その人たちは、それぞれたばこの販売を絶えずしているわけで、ここで言う理想のきれいな町もいいけど、僕らの生活はどうしてくれるの、という話が実際にあるわけです。

●委員

死活問題になる。そこが難しい。

●委員

生活の保障はできませんからね。

●委員

指定するのなら営業保障してくれるのかという話になる。

●委員

それはちょっと極端過ぎませんか。

●委員

でもそういうものですよ。

●委員

商売しとる者はそんなもんや。

●委員

私も何十年もたばこを吸っていいますが、それとこれとは問題を一緒にしてもらっては困ります。

●委員

そのように理解してもらえる人はいいけども、そういう人ばかりと違いますよ、というのが世の中です。それを理解するのがこのステージだと思います。

●委員

やることには賛否両論ありますね。

●会長

これこそ、長浜市とか彦根市とか、何百メートルとかほぼ1キロ線が続く中で、たばこ販売の業者がなかったとは思えませんが、どのように合意形成ができたのか、これが一番肝心なことの一つなので、お聞きして参考にしたい部分です。

●委員

たばこの組合の人たちの要望というのは、喫煙所を設けてほしいというのが第一であったと思うのですが。

●会長

だからたぶん、何百メートルかおきに4ヶ所、喫煙場所を設けていますよね。この議論も喫煙場所を全部なくすということではないじゃないですか。喫煙場所を設置するという事なら、話はできると思うのですが、来年4月までにスタートしたいということで、なかなか合意形成ができないから、このように駅前だけ、あちらだけ、このようになっているということです。しかし、商店街にはどこでもタバコ屋さんがありますよ。松阪駅を降りたらすぐ路上喫煙禁止で、交差点を一つ越えたら大丈夫というような形となっていますが、歩行者数をみると松阪駅前の半数近い人が通るわけなんですよ。喫煙場所を設けるのに、そんなに難しいですか、というところが疑問で、松阪で一番人が集まる場所で、松阪市はこんなところだから地域住民プラス、こちらに遊びに来ている来客も、みんな協力してくださいよ。と打ち出すのであれば、吸いたい人のために喫煙場所を設けることが前提であれば、たぶん話はできるはずですよ。第二段階というけれど、第二段階ってじゃあいつですかときいたら、半年後ですか、1年後ですか、とあいまいな形になるんじゃないかという気がしてならないんです。松阪らしさというところで、非常にありがたいことは、景観

重点地区がたくさんできていて、そこは自治会も皆さんもそうだよねという感じで協力していくんだという形になるならば、一番問題なのは、駅から歩いて飲み屋の多いところの部分が、こんなにちょん切れた形でやっていくということが、正直おかしく感じます。

●委員

市としては、今までこの情報発信をしていますか。このような問題が起こっていますよ、今、こういう審議会等が発足していますよ、ということ。

●事務局

全部にではないですけど、観光行政なり、文化行政とは色々、関連したところとは話をしています。

●委員

市民に対してはどうですか。

●事務局

市民についてはまだです。

●会長

ここからここまでの間は 800 人から 400 人の通行者があるわけじゃないですか。この間にたばこ屋さんは何件ぐらいありますか。

●委員

2 軒あります。

●委員

反対しているのはたばこ屋さんだけなんですか。

●委員

そんなことはないです。私が言いたいのは、景観などを重視するのはいいけど、たばこ屋さんとは限らず、実際、そこで生活している人に影響するということです。

●委員

松阪でたばこを吸うなというのであれば苦になるかもしれませんが、しかも吸う場所もあるわけですので。

●委員

実際、商店街の人間は毎日、商店街におるわけですが、そんなにたばこ吸って、ポイポイ捨てていく人はおりませんで、あえてそこを禁止区域にする必要はないのじゃないかなと思います。

●委員

例えば喫煙場所を設けると、そこへ喫煙者が集中して、逆にそこを避けて通らないといけない形になる。というのは、歩きたばこは一人で吸っているので煙の量は少ないですが、まとまって 10 人もそこで吸われると、新幹線の喫煙車両の中のような状態が思い浮かびます。必ず喫煙場所はそれなりの場所を見つけていただかないと、逆に今後は苦情が出ると思うので、そこらへんもお考えになっていただきたいと思います。

●会長

今日は決めた方がいいですよ。まず分かりやすいところで、松浦先生、景観重点地区のここは、市の提案のこの部分でよろしいですかね。

●副会長

殿町の点線の部分はこういった意味があるのでしょうか。

●事務局

これにつきましては、道をつなげるという部分もありますし、同じような景観になっているという部分で、将来的にここも禁止区域にしていく可能性もあるというところで塗っております。

●委員

私は地元の人間です。かみとの通りがなく、松阪神社へ行く参道ありません。せめてここはやる必要があると思います。

かみとのものはまき垣の通りですからね。パンフレットでも城下町ということで武家屋敷通りとして、まき垣を売り出しているのです、原田邸までで切ってもらったのでは困るなと感じます。

●委員

松阪神社の入口のほうも点線になっていますね。

●委員

松阪神社の参道は禁止区域にして欲しいです。毎日、地元の人が朝、たばこを掃除しているのです。

●会長

この点線で示されている部分を、指定していいのではということですね。

●事務局

いずれにしても、まだ地域にこの案を持って入ってはおりませんので、概ねの案が決まりましたら、地域にこういった考え方ということを協議していきたいと考えております。

●会長

これから話をしていく段階ですので、指定していく方向でもいいですね。

●委員

自治会長として、地元合意を取りつけますから、心配してもらわなくてもいいです。

●会長

そうしたら、もう一度整理しますが、案3、5という方向については、みなさん問題なしということですが、案3の部分で、ピンクで点線になっているところは実線でつなげていくと、こういうことへの修正になりますね。

それから駅前に関しては、信号のある所までの区間を最初の段階としてやっていく。近鉄側とJR側で1箇所ずつ喫煙場所を新たに設けるといふ形になると。それから景観重点地区でも、現在1箇所か2箇所喫煙場所がありましたよね。

●委員

吸うところがあります。

●会長

ありますよね、そこはちゃんと整備をしておく。私は1箇所か2箇所見ましたが、地域住民が綺麗に掃除をして頂いていました。そういうことで、だいたい落ち着いたのかなと思います。

最初からあまり無理をするよりは、第1回目の区分としては、こういう説明で、ここをやって行くんだという形とし、時間とともにどうなっていくのかを様子を見ながら、第2段階に進んでいく。是非ともお願いしたいのは、時間がないというのは、これからは通用しません。予算についても、標識や看板など、そういう部分に関しては、是非とも予算を取っていただきたいです。

そのようなことで、私たちの審議会としては、第3案と第5案のところ、第3案の点線は実線に変えるということ、だいたい了承が得られたということよろしいでしょうか。

ありがとうございました。今日、事項書に書かれているところは、皆さんのおかげで決まりましたので、よかったと思っております。

事務局のほうでお願いしたいのはやはり説明会です。大変忙しいのは分かりますが、何回でも足を運んで説明をして回り、より多くの方々から支持を得られるような努力をしていただきたいと思います。それから次回は、説明を行った感触などを教えていただきたいと思います。看板等について、どういうデザインのを、何箇所、どのように設置するか。いいセンスだなと思われるような形で行いたい。それと、喫煙場所に関しては、露骨的に吸ってくださいということではなく、ここは禁止区域なんだけど、たばこを吸う人のことも配慮しているんですよ、だけど吸ってはいけないところではあるんだよね、ということをつからせるような喫煙場所のレイアウトとか、いろんなことも考えて、みんなが納得のいくような形での案を出していただければ大変ありがたいです。

事務局の方でその他ありましたらよろしく申し上げます。

●事務局

特にありません

●委員

最後によろしいですか。すごく難しいことかも知れませんが、例えばこれを今から推進していくとか、内容等を充実させていくためには、全体のタイムスケジュールを出してもらわないと全然見えてきません。地元説明会というのがあると思いますが、そういう時に、私も説明する必要がありますので、多少のズレはよろしいので、全体のタイムスケジュールを提示して頂くと動きやすく思います。

●会長

これまで事務局はいろいろ大変だったと思います。しかしもう決まったのだから、あとはロードマップを、4月1日の施行に向けたスケジュールを、もし会議をわざわざ開催しなくてもいいのなら、委員の皆さんにこういうスケジュールでもって、4月1日からきちんとやりますよ、ということをお教えしていただきたい。地域住民の説明会で、上手くいくなればそれでいいのですが、もし、反対が多かったり、いろんなことがあって困った時には、市長に説明するなり、コミュニケーションをとるため懇談会でもいいのでやるということも、1回ぐらいはあるかもしれないし、それに関しては、どのようになっているのか、色々報告をください。

●委員

今、第1ステップ、第2ステップというようなステージが設けられるみたいな感じでしたけど、お聞きしたいのは、言葉が適切かどうか分かりませんが、エリアによって罰則の強度について変化をつけることは可能でしょうか。

●委員

第1ステップから、仕組みやルールの変更をしていくというのはありだと思います。ただ、その時にはゼロから検討し直しだと思います。今までは罰則なしで地域を指定してきましたが、第2ステージに移った段階で罰則を盛り込むとなると、またそこは違った観点からの検討が必要だと思いますので、おそらくゼロからの検討となります。今までの指定地域をそのまま罰則付きの指定地域にしていくということにはならないと思います。

また指定地域ごとに違う罰則を適用するのは難しいと思います。

地域指定の制度は一種類です。例えば東京都の千代田区などでは、指定地域制度を二つ設けているはずなんです。環境美化・浄化推進モデル地区というのと、路上禁煙地区です。制度を二つ設けて、それぞれの指定地域では、違うルールが適用されますよという仕組みにすることは可能です。ただ、松阪市の場合には、地域指定の制度が一つですので、一つの制度の中では同じ適用をしなければなりません。

●会長

地域ごとに差があったら、これはまた問題ですね。

●委員

そうですね。あそこではたばこを吸ってもいいけれど、ここでは吸ったら取り締まられたということになる。

3. 閉会

●会長

松阪市はせっかくいい条例を作ったので、ここを成功させないわけにはいかないの、説明とか、色々な部分で大変だとは思いますが、委員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは、これをもって審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。